

修 繕 仕 様 書

第1章 総 則

(適用)

第1条 この仕様書は、一宮浄化センター余剰汚泥ポンプ取替修繕に適用する。

(準拠規格)

第2条 この修繕契約後は、仕様書・図面（以下、設計図書という）に従い、既設構造部分に合わせ、本来の機能を回復するように、優秀な技術で修理すること。

なお、設計図書等に疑問を生じた場合は、岡山市監督員と協議すること。

この修繕業務施行において、設計図書等に記載されていない事項については次の文献等によること。

- ・建築工事共通仕様書（令和7年版国土交通省大臣官房庁営繕部）
- ・機械設備工事共通仕様書（令和7年版国土交通省大臣官房庁営繕）
- ・電気設備工事共通仕様書（令和7年版国土交通省大臣官房庁営繕部）
- ・その他関連法規など

(業務責任者の選定)

第3条 請負人は、修繕業務の施工について管理監督を行う業務責任者を定めると。

なお、業務責任者は、修繕中は現場に常駐すること。

(機器・寸法・配置)

第4条 設計図書に記載する寸法及び配置は参考とする。この修繕業務施工にあたっては、十分な現地調査の上行うこと。

なお、機器の目的及び機能並びに維持管理において、設計・仕様の変更が適切と思われる場合は、岡山市監督員の承認を得た後変更すること。

(機器・材料の選定)

第5条 この修繕業務に使用する機器・材料等で、「支給品」・「再使用品」等の明示のない物はすべて新品を請負人において準備するものとする。特に指示する製品については、岡山市の製品指定に従うこと。

また、同一の機器及び器具は、完全な互換性を有するものでなければならない。

なお、特に明示のない製品については、市場において優良と認められ、それぞれの目的に最も合致し、均衡を得た製品であること。J I S等の規格に制定されているものは、これに適合すること。

(工程管理)

第6条 請負人は、この修繕業務の円滑な進行と通常運転管理作業に対し、支障を招くことのないよう、工程及び現場管理を適切に行うこと。また、必要によ

り岡山市監督員と工程等の会議を行うこと。

(損傷部補償)

第7条 この修繕業務施工に際しては、既設構造物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、同程度以上の資材を用いて速やかに無償で原状回復を図ること。

(災害防止等)

第8条 この修繕業務施工にあたっては、現場作業従事者の災害防止対策に十分注意すると共に、労働基準法及び労働安全規則等の作業保安規定に違反することのないよう特に留意すること。

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が行うこと。資格必要作業の実施については、あらかじめ岡山市監督員に資格保有者である旨の証書の写し等を提出し、その承認を得ること。

(材料検査)

第9条 この修繕業務に使用する器具及び材料等はすべて現場搬入時に、岡山市監督員の検査を受け、これに合格すること。

(廃棄物処理)

第10条 この修繕業務により発生する撤去品、廃棄物等は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により許可を受けた最終処分場で、適正に処分すること。

(検査・試験)

第11条 この修繕業務完了後は、速やかに岡山市監督員の立ち合いのもと、各部の機能性能試験を行い、これに合格した後完了届けを提出し、岡山市検査員の検査を受けること。

なお、この完了検査には、請負人または現場責任者が立ち合うこと。

(清掃・跡片付け)

第12条 請負人はこの修繕業務施工にあたり、現場の整理整頓・跡片付け及び清掃を行い、清潔な良い作業環境の保持に細心の注意を払うこと。

(竣工及び引渡し)

第13条 この修繕業務目的物の受け渡しは、前条の完了検査に合格した時点とする。したがって、受け渡し完了までの修繕目的物の保管の責任は請負人が負うものとする。ただし、社会通念上、請負人の責に帰する理由でないと認められる場合はこの限りではない。

なお、受け取り前においても、維持管理上、修繕目的物の全部または一部を岡山市が請負人の同意を得て使用できる。

(保証期間)

第14条 この修繕業務の保証期間は、受け渡し後1年間とする。ただし、ヒューズ等消耗部品はこの限りではない。万一、保証期間中に請負人の責に帰す

る理由によって事故が発生した場合は、請負人はただちに改良・補修・交換等適切な措置を無償で講じること。

(提出書類)

第 15 条 請負人は、岡山市契約規則等に定める次の書類を速やかに提出すること。

1	修繕着手時に提出する書類	(サイズ)	(部数)
(1)	着手届	A 4	1 部
(2)	業務責任者届	A 4	1 部
(3)	工程表	A 4	1 部
(4)	納入仕様書	A 4	1 部
2	修繕完了時に提出する書類		
(1)	修繕完成通知書	A 4	1 部
(2)	修繕施工写真 (カラー)	A 4	1 部
3	その他岡山市監督員の指示するもの		

第 2 章 施 工 細 則

(施工範囲)

第 16 条 この修繕業務の施工範囲は、修繕数量総括表及び図面の通り。

(工期について)

第 17 条 この修繕業務の工期は、契約の日より令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。